

医療等3分野に係る集中的な指導監督結果等を踏まえた 需給調整機能強化のための追加的対応について

医療等3分野に係る集中的な指導監督の結果等を踏まえ、例えば、以下の点について、どのような追加的対応策を講ずる必要があるか。

① 法令順守徹底のためのルールと施行の強化

- お祝い金・転職勧奨禁止の実効性確保
- 募集情報等提供事業に係る対応

② 雇用仲介事業の更なる見える化

- 職種ごとの紹介手数料実績の見える化
- 違約金等に係るトラブルへの対応

③ 公的部門における職業紹介機能の強化

- ハローワークの機能強化 等

※①②は3分野以外も含む事業全体について措置。③は3分野を中心に強化。